

社 援 保 発 0528 第 1 号
令 和 3 年 5 月 28 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 御中

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（子発 0528 第 1 号令和 3 年 5 月 28 日厚生労働省子ども家庭局長通知（別紙 1）。以下「子ども家庭局長通知」という。）のとおり、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」（以下「ひとり親世帯以外子育て給付金」という。）の支給が都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村（以下「都道府県等」という。）において行われることとなっている。

ひとり親世帯以外子育て給付金の生活保護制度上の取扱いについては、当該給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱い

（1）ひとり親世帯以外子育て給付金の収入認定における取扱いについて

子ども家庭局長通知において、ひとり親世帯以外子育て給付金は、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得

の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、支給するものとされている。

また、対象者については、子ども家庭局長通知の別紙第2のとおりであり、被保護者も要件を満たせば給付の対象とされている。

被保護者に子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）が給付された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的を鑑み、収入として認定しないこととする。

（2）その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯向けの給付金については、その趣旨・目的に応じ、「特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」（令和2年5月1日付社援保発 0501 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（別紙2）。以下「特別定額給付金通知」という。）の1の（3）のイ又はウに該当するものとして取り扱うこと。

なお、例えば、特別定額給付金通知の1の（3）のウに該当するものであるが、同イにも該当するものについては、福祉事務所の組織的な判断により、いずれか一方を選択して適用して差し支えない。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給したことによって生じた多額の預貯金については、特別定額給付金通知の2に準じて取り扱うこと。

以上

子 発 0528 第 1 号
令和 3 年 5 月 28 日

都道府県知事
各 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) の支給について

標記について、新型コロナウイルスの影響による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を実施することとした。

今般、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に当たり、別紙のとおり「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領」を定め、給付金の支給を行うこととしたので通知する。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給要領

第1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。

第2 支給対象者

- 1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）は、第3に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、（1）に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、（2）に規定する所得要件のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

なお、支給対象者のうち、（1）①又は②に該当し、かつ、（2）①に該当する者（（1）①に該当する者については、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）を「児童手当等受給・非課税者」といい、（1）③又は④に該当し、かつ、（2）①に該当する者（（1）③に該当する者については、同項に規定する公務員である者を除く。）を「新規児童手当等受給・非課税者」といい、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者を「その他の支給対象者」という。

（1）養育要件

以下のいずれかに該当すること。

① 児童手当受給者

令和3年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者

② 特別児童扶養手当受給者

令和3年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者

③ 新規児童手当受給者

令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

④ 新規特別児童扶養手当受給者

令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

⑤ その他対象児童の養育者

上記（1）①から④までのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和3年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

（2）所得要件

以下のいずれかに該当すること。

① 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

② 令和3年1月以降の家計急変者

上記（2）①に該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和3年1月から令和4年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 1の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者	令和3年4月1日以後に死亡し
--------------	----------------

	た場合
新規児童手当等受給・非課税者	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 1及び2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、本給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

第3 対象児童

- 1 本給付金の対象児童は、平成15年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。
- 2 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）又は本給付金の支給額の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。
- 3 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。
- 4 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

第4 支給額

本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。

第5 実施主体

次の表の左欄に掲げる者への支給の実施主体は、同表の右欄に掲げる市町村とする。

児童手当等受給・非課税者	支給対象者の令和3年4月分の児童手当の受給資格を認定している市町村又は支給対象者の令和3年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う市町村
新規児童手当等受給・非課税者	支給対象者の令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した市町村又は支給対象者の令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した市町村
その他の支給対象者	支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村

第6 支給方法等

1 支給方法

児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者への支給は、(1)に規定する申請不要の支給の方法により実施し、その他の支給対象者への支給は、(2)に規定する申請による支給の方法により実施することを原則とする。

(1) 申請不要の支給（積極支給）

- ① 実施主体たる市町村は、支給対象者に対し、支給の申込みを行う。
- ② 支給対象者は、当該者が次の表の左欄に該当する場合に限り市町村に対して右欄の届出を行う。

ア 支給対象者が、児童手当又は特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座の解約等をしており、支給に支障が生じるおそれがある場合	給付金支給口座登録等の届出書 (児童手当又は特別児童扶養手当の支給口座の変更があった場合は、給付金支給口座登録等の届出があったものとみなす。)
イ 支給対象者が、支給を希望しない場合	給付金受給拒否の届出書

- ③ ②イに掲げる届出があった場合、当該届出を行った支給対象者への支給は行わない。
- ④ 本給付金は、支給対象者の児童手当又は特別児童扶養手当の支給口座と同じ口座(②アに掲げる届出があった場合は、当該届出書による口

座)への振込みにより支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難である場合には、窓口における現金の交付等により支給する。

なお、窓口において申請受付を行う場合には、感染拡大防止対策及びプライバシーへの配慮の徹底を図ることとする。

- ⑤ 市町村は、児童の出生等により、本給付金又はひとり親世帯給付金の支給を既に受けている者において支給されるべき支給額の増額が判明した場合、追加支給を行う。

(2) 申請による支給

- ① 申請による支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請時点で居住する住所地の市町村に対して支給の申請を行う。
- ② 申請者から、支給の申請を受けた市町村は、審査の上、支給を決定し、当該者に対して支給する。
- ③ 市町村は、②の審査を行うに当たって、必要に応じて、戸籍謄本、家計の状況に関する書類その他の書類を提出させること等により、当該申請者が支給要件に該当するか確認を行う。
- ④ ①の申請は、郵送又は窓口における受付等にて行い、支給する市町村は、当該申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付等により、支給する。なお、窓口における現金の交付等による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り行う。
- ⑤ 支給に当たっては、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。
- ⑥ 市町村は、児童の出生等により、本給付金又はひとり親世帯給付金の支給を既に受けている者において支給されるべき支給額の増額が生じた場合、申請を受けて、追加支給を行う。

2 申請期限

- (1) 市町村は、その規模、実情等に応じて、本給付金の申請期限を定めるものとする。当該申請期限は、令和4年2月28日（令和4年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和4年3月15日）とすることを標準とする。
- (2) 本給付金の支給の決定は、令和4年3月31日までに終了させるものとする。

3 その他

- (1) 本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、行政機関の長等は、本給付金の支給を実施しようとするとき、本給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができ、当該情

報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(2) 児童手当等受給・非課税者への支給については、令和3年度分の市町村民税均等割の課税状況が判明し次第、速やかな支給を実施することとする。

社援保発0501第1号
令和2年5月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の
生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添1「特別定額給付金について」（令和2年4月30日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡。以下、「総務省事務連絡」という。）及び別添2「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について」（令和2年5月1日府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下、「内閣府通知」という。）のとおり、特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て給付金」という。）の支給が市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行われることとなっている。

特別定額給付金及び子育て給付金の生活保護制度上の取扱いについては、各給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱いについて

特別定額給付金及び子育て給付金は、その趣旨として、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示されている

ことから、こうした趣旨に鑑み、収入認定においては下記のとおり取り扱うこととする。

(1) 特別定額給付金について

特別定額給付金は、総務省事務連絡において、施策の目的として、「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」とされ、給付対象者については、「基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者」とされており、被保護者も給付の対象となっている。

被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しないこととする。

なお、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金・見舞金等とは異なり、当該給付金の全額を収入として認定しないこととするので、自立更生計画等を徴取する必要はないこと。

(2) 子育て給付金について

子育て給付金は、内閣府通知において、施策の目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する」とされ、対象児童については、児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）とされており、対象児童のいる被保護世帯も給付の対象となっている。

被保護者に子育て給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、平成27年度に実施された子育て世帯臨時特例給付金及び令和元年度に子育て世帯向けに販売されたプレミアム商品券と同様に、収入として認定しないこととする。

(3) その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する給付金（商品券等を含む）については、当該給付金の趣旨・目的が、下記のいずれかに該当する場合は、収入として認定しない取扱いとする。

ア 特別定額給付金と同様の趣旨・目的、給付対象者であれば、収入として認定しないこと。

イ 災害等によって損害を受けた見舞金と同様の趣旨・目的であれば、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という）第8の3の（3）のオに定める、「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」につき、収入として認定しないこと。

ウ 子育て世帯、ひとり親世帯、障害者、高齢者等の福祉の増進を図るため、地方公共団体又はその長が支給する金銭という趣旨・目的であれば、次官通知第8の

3の(3)のケに定める額の範囲内につき、収入として認定しないこと。なお、額の範囲についてこれによりがたい場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2の(6)のイにあたるものとして、厚生労働大臣に情報提供すること。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が上記の給付金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、保有を容認すること。

なお、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の問18により、この場合、「必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行う」とともに、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない」としているため、こうした点についても周知すること。

また、特別定額給付金の支給において、福祉事務所で把握している世帯員と、基準日(令和2年4月27日)時点における住民基本台帳上の世帯員に差異がある場合に、世帯主(被保護者)に受給時点の世帯員数以上の給付金が振り込まれた場合には、本来受給すべき者に確実に届くように、また、当該被保護世帯の世帯員分が、当該被保護世帯以外の者に振り込まれる場合は、当該被保護世帯の世帯員分について請求を行うように、助言指導を行うこと。

さらに、こうした助言指導においては、家計改善支援事業や、自立支援プログラムにおける金銭管理支援等を活用することが望ましい。当該事業を実施していない地方自治体におかれては積極的に実施されたい。なお、当該事業の実施に要する費用については、国庫補助による支援を実施しているため、活用されたい。

3 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の手持金について

「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」(昭和58年3月31日社保第51号厚生省社会局保護課長通知)に定める手持金の累積額には、当面の間、上記の給付金の受給による金銭は算定しないこと。